

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

「オンリーワン」の姿勢を／野坂 雅一	1
松方理事長対談シリーズ (8) 助成財団の未来を語る	2
平成19年度事業計画・収支予算	6
公益認定等委員会について — 新しい公益法人制度の要 —	7
ふるさとコミュニティ財団設立の勧め — 新しい地域活性化運動の提唱 —	10
助成財団ニュース	11
インフォメーション／編集後記	12

霞ヶ関の官庁街から、少し離れた港区虎ノ門のオフィス街。瀟洒なビルの上層階にある部屋の入り口に、「公益認定等委員会」の真新しい看板がかかる。内閣府の林芳正副大臣が彈毫したという字が睨みを利かせていた。

そこが、公益法人制度改革を担うため、4月に発足したばかりの公益認定等委員会事務局だった。各省庁から集められた約30人が働く。司令塔の精鋭たちである。

公益法人改革は、これまでの主務官庁による公益法人の設立許可制度が廃止され、民間の非営利部門の健全な発展を促すことが目的だ。

官庁街から事務局へ、歩いて行けるほど近いけれど、各省庁と接してはいない。その微妙な距離感が、従来の官益を断ち切る改革を象徴しているのだろう。

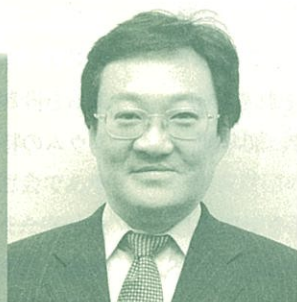
池田守男委員長（資生堂相談役）ら7人がメンバーの公益認定等委員会は、春以降、精力的な議論を続けている。当面の目標は、夏頃に予定している関係3法の政令、内閣府令を制定することだ。続いて、制度を運用する指針の検討も始めるという。

行政側が具体的に動き始めた中で、全国に約25,800ある公益法人の中には、先行きに不安を感じ始めたところもあるようだ。大きなポイントは、公益認定等委員会に判断される「公益性」の有無だろう。

公益法人から事務局への問い合わせも増えているという。「ウチは新制度の公益法人に

「オンリーワン」の姿勢を

読売新聞論説委員
野坂 雅一



移行できるでしょうか」、「これまで貯めた財産をどうすれば良いか」——。

現在の公益法人が、新制度の下で公益社団法人や財団法人になるには、公益認定基準について委員会の審査のハードルを越えなければならない。事務局の担当者は、「普通の法人は引き続き認定されるはず」と言うが、各法人としては、試験前の受験生の気分似ているかもしれない。

改革では、「民間が担う公共」が問われている。さらに、その公共の質を上げることが課題といえる。各法人は、自らの業務を再点検し、公益目的の業務を進めることを貫いて、新制度を旨ざしてほしい。

その際に、各法人が「選択と集中」をさわやかに競うことを望みたい。公益法人は利益を上げることが主眼ではない。利益最大化を目ざす一般企業とは異なるが、それでも「わが法人の自慢はこれです」というオンリーワンの姿勢が、一段と重要になるに違いない。

都市と地方の格差問題が指摘される中、地域社会を活性化するうえで、公益法人が果たす役割への期待は大きい。日本を支える人材を育成する面でも、公益法人へのニーズは膨らんでいくことだろう。社会貢献を重視する国民の意識も高まっている。

新制度が施行される平成20年12月までは、長いようで短い。スタートを切った公益法人改革を成功させる主役は、各法人である。自信を持って準備を急いで欲しい。

松方理事長対談シリーズ (8)

助成財団の未来を語る

—新しい時代へ向けて、助成財団運営を考える—

財団法人渥美国際交流奨学財団 常務理事 今西淳子 氏

財団法人山田科学振興財団 専務理事 河場享子 氏

今回は個人の志で設立された助成財団を預かる関東と関西の運営責任者にお集まりいただき、新しい時代へ向けての助成財団運営のありかたを語っていただきました。関東を代表する渥美国際交流奨学財団の今西淳子常務理事と関西を代表する山田科学振興財団の河場享子専務理事のお二人に、今回の理事長対談からは、新任のセンター田中皓専務理事が加わることになりました。

松方：この4月から新しく助成財団に来られ、不安に思われている方もたくさんいらっしゃると思います。そこで、本日は助成財団の運営責任者であり、かつ実務も担当されているお二方から、財団の活動状況全般とその将来について、忌憚のないお話を伺いたいと思っています。

——山田科学振興財団について——

河場：山田科学振興財団は、ロート製薬の二代目社長であった故山田輝郎翁が、社長在位50周年のときに、社会への還元を考え私財30億円を拠出して1977年に設立されました。自然科学の基礎研究の振興を目的とする当財団は今年2月に30周年を迎えました。

出捐者山田輝郎翁の事業上のモットーとして「点試汎行」という戦略がありました。その意味は「独創的な新方式を実行するには小規模な試行の後に、有効とわかれば大々的に実行する」ということですが、それに倣って当財団も小規模だけでも未知の分野に大胆にかけける点試の役割を担い、また自然科学の基礎研究から社会的有用性を必ずしも期待しなくても良い、自然科学は人類が築いた高い精神文化であり、それを守り、発展させてゆくことが重要であるという基本姿勢で、30年間一貫して国と相補的なスタンスで運営してきました。

事業の中心となる研究援助は、何よりも独創性を大切にしており、その中でも特に学際性と国際性という点を考慮して選考しています。また、既に研究活動が評価され、公的資金を

得やすい研究者よりも、新たに独立して独自の研究グループを立ち上げようとしている研究者を重点的に支援しています。

国際交流事業としては、研究者が共同研究に参加するための長期間派遣、短期間派遣、短期間招へいの各援助を実施していました。しかし、国際会議参加のための海外渡航費などにつきましては、現在では国費使用の制限がほぼなくなりましたので、当財団としての役割は終えたと考え、短期間派遣と短期間招へい援助は2004年より中止しています。

集会援助には、山田カンファレンスと山田シンポジウムの2つがあります。山田カンファレンスは、設立当初からの長い歴史があり、自然科学の基礎的研究で独創的な研究を行っている内外の研究者が学識交流の中で理解を深め、共に発展を図ることを目的とし、昨年第60回目が開催されました。

一方、山田シンポジウムは設立25周年を記念してスタートしました。基礎科学においては世代間の対話、交流が最も大切であると考え、現在活躍している研究者と次世代を担う若い研究者が一堂に会して討議をし、その中から将来研究していくヒントを得るという、教育的な視点を持っているのがこのシンポジウムの特徴です。今年、第3回目のシンポジウムが行われます。

——渥美国際交流奨学財団について——

今西：渥美国際交流奨学財団は鹿島建設の社長、会長を務めた私の父が亡くなったときに、生前の志を生かすべく母



対談風景

を理事長として設立したいわば家族財団です。父は生前から子どものキャンプ活動を行うグローバルな組織などに関係していたので、海外の若い人を支援する留学生を対象にした奨学財団を作ることにしました。現在は、関東地区の大学に在籍し博士論文を書いている留学生を対象に公募し、年間12人に奨学金を支給しています。

この活動は1994年に始めましたので、今年で総計150人くらいを支援したことになります。奨学金の支給が終わった後も彼らと交流を続けて行くことが、当初からの目標でした。交流を深めるために、毎月の奨学金を取りに来ていただくときに食事会や個人面談を行い、夏は軽井沢に2泊の旅行をしています。

こういうことを行うことについては、募集要項に予め記載しており、支給を始めて1年くらい経つと、皆とかなり仲良くなります。ちょうど95年頃からインターネットが普及し始めたので、メーリングリストを作成し、こちらから頻繁に発信してコンタクトを取っています。

このようなネットワークを活用して何か出来ないかと考えた結果、2000年に、「関口グローバル研究会」というものを立ち上げました。関口というのは財団の所在地である東京都文京区の名前で、関口からグローバルに彼らの声を発信していこうというのが名前の由来です。毎年4回、うち3回は東京、1回は軽井沢でフォーラムを開催しています。その他の地域では、ソウル、北京、マニラなどで開催しています。

私自身もよく彼らを訪ねて行き、楽しく懇談しています。それがネットワークにもつながっています。

助成案件の選考について

河場：子どもの援助は物理、化学、生物・医学と自然科学の幅広い分野を対象としていますので、公募ではなく20の学会と財団関係者から推薦していただいています。それら約50の推薦書は財団の各分野の先生方によって判定され、その判定表を基に選考委員会で最終選考をしています。

私は推薦書を受け取ると内容を確認して、物理、化学、生物・医学の各分野に仕分けし、選考のための資料を作成しますが、選考そのものには関わりません。

選考に関わる先生方は、いずれも世界に冠たる研究者ですので、そういう先生方によって採択されることは研究者にとって

とても自信と誇りになると思います。新しい時代を担う研究者への援助事業に携わっていることに加え、私自身が先生方と折々にお話をする機会があり、その叡智に触れて学ぶことが多いものですから、本当にいい仕事だと感謝しています。

今西：子どもの所では、毎年12人の枠に対し約170人の応募があります。まず最初に行うことは、博士論文の研究計画及び論文発表リスト、指導教官のチェックリストを基に16の評価項目を作成して、応募資料を私一人で全部読んで数値化していきます。そしてまず上位60を選び、次に当財団の元奨学生で構成する複数の予備選考委員により、60人から30人に絞ります。それから私と事務局長が全員に面談し、20人にします。最終選考委員会は丸1日をかけて、事前に応募書類を読んでいただいた6人の先生方全員が候補者全員を面接し、それぞれの先生方の書類点と面接点を集計した上で、合議して決めます。

いろいろな分野の候補者がいますので、選考委員にはかなり視野の広い方々をお願いしています。私と理事長は、オブザーバーとして参加しており、熱のこもった非常に面白い議論を聴いています。

私は170前後の応募書類に全部目を通しますが、書類を読んでいると今の世の中というのはこうなのだというのがよく見えるのです。博士論文というのは、世の中の動きを如実に映して、それとても興味深いです。

個人財団と関係企業

松方：このごろ企業の方も景気がよくなったためもあるかもしれませんが、企業自体が社会貢献を考えるようになった。財団を持っていると、企業と財団の役割分担をどのように考えた方がいいのか。実際問題として企業が積極的に助成活動を始めると、財団が動きにくくなるということがあるように思います。お二方とも個人財団、家族財団ではありますが、企業とまったく関係が無いわけでもない。関係会社の制約を受けるような感じは全然ないのですが。

河場：事務局がロート製薬内にありますので、日々いろいろな便宜を図っていただいているのですが、財団の運営や活動は独立してやっております。出捐者の「support but not control」が見事に具現化されています。最初は「財団っ

松方理事長対談シリーズ (8)

助成財団の未来を語る

—新しい時代へ向けて、助成財団運営を考える—

て何をしているの」と思っていた会社の人たちも、私がロート製薬出身ということもあっていろいろ交流があり、今では事業内容についてかなり関心を持っていただいています。ただ、活動資金は資産運用益のみで賄っていますので、設立当時の頃の金利と異なり低金利時代の今は本当に厳しいです。運用を専門に担当する人がいますが、資金確保には苦労しています。

今西：基本財産は株でいただきました。現金の部分の運用については、設立した94年の時点ですでに低金利になっておりましたので、その時の計算では2%で回るということでやってきましたが、減配になってからは鹿島を含む企業から寄附もいただいていますので、毎年ご挨拶に伺います。

また事業をどのように企業から独立するかということですが、どこからどう線を引くかは難しいのですが、親会社の支援が財団の事業にプラスになるならば特に問題はないという印象を持っています。

財団を設立して14年になりますが、いつの間にか私がこの業界で古い方になってしまいました。企業財団では、企業人事の一環として3年から5年で代わってしまう方が多いのですが、それがちょっと残念な気がします。やはりこの道のベテラン、プロがもう少しいてもいいのかなと思います。

社会の変化への対応

松方：経済環境とか社会環境とか10年も20年も経ちますといろいろ変わりますが、助成財団の運営でも、そういう社会の動きを考えながらやるということが必要ではないでしょうか。

河場：先ほどお話しましたように、短期間派遣援助などは、国費使用の制限がなくなり中止しました。また3年前に大学が法人化されましたが、法人化による影響が出るのはおそらく数年後だろうと考え、その時点で研究援助のあり方をもう一度見直したいと思っています。助成財団に求められるものも、そこで多少変わってくるかもしれません。

田中：最近では科研費が大変な規模で出ているという状況がありますね。

河場：確かに科研費は急速に伸びていますが、公的資金を使う関係上、どうしても国民生活にすぐに役に立つ研究に

集中するという側面があります。だからこそ民間財団の存在意義とやり方があるわけです。たとえ100万円でも貴重な援助金であったといわれることはとても嬉しいことです。

今西：留学生に対する奨学金も圧倒的に国費、すなわち文科省の奨学金が大きいわけです。しかしながら、民間財団の奨学金は高く評価されています。それはやはりケアがいいということなのですね。国費の奨学金はすべて銀行振込みで受け取った学生は感謝を表す機会がない。民間財団の場合、何でこの人達は自分をサポートしているのか考え、財団の期待を感じて、勉強への励みにもなるということがあります。

支援した学生が、もし将来社長になって大金持ちになったら自分も奨学財団を作りたいと言ってくれる時、この業界の仕事冥利に尽きると感じます。国の圧倒的な大きさに対抗する民間の力をどうやって展開していくかが大切です。

助成財団の評価

田中：これからは社会の変化へ迅速に対応するために、助成をした成果を財団としてどのように捉えるのか、どのように評価するかなどが強く求められるようになるのではないのでしょうか。

河場：山田財団では授賞式は行わず、その代わり研究援助の場合は1年半後くらいに、長期間派遣については帰国時に研究交歓会を開いています。採択された研究についてどのような成果が出ているかをそこで発表してもらおうわけですが、情報交換だけではなくお互い異分野の研究を一緒に愉しむ意味で交歓会と名付けられています。交歓会では素粒子からゲノムまでという幅広い分野の方が集まりますので、どなたにも分かるように話して下さいとお願いしています。そして学際的協力によって優れた独創的研究が生まれると考えていますので、異分野の研究発表を聞いて新鮮な構想を得る可能性を期待しています。また、選考委員の先生方にとっては、選考が財団の趣旨に沿って正しかったか、否かが試される日でもあるわけで、先生方も真剣です。普通の学会にはない楽しい会になっています。

今西：私どものほうでも贈呈式はやりませんが、食事会か



山田科学振興財団
かわばた けいこ
専務理事 河場享子氏



渥美国際交流奨学財団
いまに しじゅんこ
常務理事 今西淳子氏



左から田中専務理事、河場氏、松方理事長、今西氏

ら始まって最後に研究報告会をします。自分の博士論文の研究内容を、日本語で、15分間で、子どもにも分かるように説明するという課題です。奨学生の専門には制限がありませんので、学際的国際的な発表を聞くことになり、非常に好評です。研究者の視野を広く、というのが交流事業の目的でもありますから、そこは山田科学振興財団と同じですね。

——公益法人制度改革への期待——

松方：変化ということでは、制度改革という大きなテーマが控えています。新しい公益法人制度に何を期待するか、あるいはどのような点に疑念を持っているか、ご意見をお聞かせください。

河場：新制度については定款を新たに作成するなどの作業はありますが、事業の精神、あり方に関してはほとんど変わらないのではないのでしょうか。むしろ個々の財団がいかに特徴ある財団として活動してゆくかをこれまで以上に考えなければと思います。

松方：柔軟に物事を考えられるようになりますね。

今西：先ほど申し上げた、関口グローバル研究会を別組織にしているのには理由があります。事業費の割合が7割、事業費の中で奨学事業の割合を8割以上にしておくと、文科省の判断で特定公益増進法人の資格が取れるので、奨学金の割合を絶えず大きくしておかなくてはならないのです。交流事業を行いますと、どうしてもそれに関わる経費が必要になります。そのために研究会を財団の事業の外に出しています。今度の改革では活動分野ごとの事業割合の制約がなくなるとしますので、財団事業に取り入れてもいいのではないかと考えています。逆に研究会の事業を入れた方が公益性が高くなると考えています。そこが今度の改革で楽しみにしているところです。

河場：山田財団では現実には直面している課題や、将来の財団のあり方などについて話し合いをする委員会があります。その中で、今年は集中的に制度改革に取組み、定款の草案づくりを検討したいと考えています。また、制度改革については製薬会社が出捐している財団の集まり、LSF懇談会でも勉強会をしています。

今西：制度改革と直接は関係ありませんが、留学生に対する奨学事業をしている財団が集まって留学生奨学団体連絡協議会を作っています。協議会の中では、「奨学金は相手の顔を見て手渡しした方が、効果がありますよ」などのノウハウの交換のほか、大学からの要望を伝えたり、文科省と調整したり、公益法人協会等と情報交換もやっています。また今後の留学生に対する奨学金のあり方についても財団同士で議論をしています。

——助成財団センターの役割——

今西：この新制度に対して国民の間で準備が出来ているのかというのが心配です。といいますのは、暴力団による財団法人が出来ないような条項はありますが、設立の自由度がふえれば社会的な問題となるような財団も出来るのではないかと。それがマスコミなどで騒がれるケースが出てきたときに、その一時的な公益法人非難の大波を日本社会が我慢できるでしょうか。

そのためには公益法人や助成財団についてのポジティブキャンペーンをしなくてはならない。これは助成財団センターの役割ですね。

助成財団センターに関わって思いましたけれども、省庁と対立しながらも自分の信念を貫くような財団もあるのですが、日本全体から見ればかなり少数派なのではないかと思っています。いずれにせよ、新制度の下で、NPOは良くて財団は悪者になってしまうような問題が起こるのではないかと心配しています。

河場：個々の助成財団は公益事業を行っていることを社会に対して常に発信できるわけではありません。公益事業は国だけではなく、民間でも行っていることを広く知っていただくことは大切なことだと思います。そしてそれは個々の財団でよりも、むしろ助成財団センターが中心となって、助成財団の公益性、社会的役割を発信すれば効果が大いなのではないでしょうか。

松方：この面では、センターも活動としてはまだまだ十分ではないと思います。本日はお忙しいところをご出席いただき、大変いいお話を聞かせていただきまして有難うございました。

平成19年度事業計画・収支予算

去る3月26日開催のセンター理事会・評議員会において、2007年度の事業計画、収支予算が承認された。特に19年度は、公益法人制度改革を直前に、新制度への円滑な移行に向けて、制度改革に関する情報提供と支援事業を強化する一方、制度改革対応プロジェクトの一環として助成財団センターのデータベース等を中心とした体質改善を推進する。

以下、事業計画の概略を記載いたしますが、詳細はセンターのホームページ（www.jfc.or.jp）を参照ください。

1. 情報整備事業（助成財団等に関する情報・資料・文献の収集・整理・閲覧等の事業）

助成に関する情報収集を次の通り2元化することとし、これに着手する。

- (1) アンケート方式により、応募者と助成財団をつなぐための情報収集を継続し、募集段階での関連情報と助成結果の情報の収集に努め、利用者の便を図る。
 - (2) アンケート未回収の助成財団に関する情報、助成財団以外が実施する助成（共同募金・年賀はがき・企業等）情報も継続的に情報収集する体制の整備に着手。
- なお文献等の収集、整備、閲覧に関する事業は、これまでの活動を継続する。

2. 情報提供事業（助成財団の事業内容、役割・課題、意見・提言に関する出版物等の編集及び発行）

(1) 助成団体要覧の出版

本年度は助成団体要覧(隔年発行)の発行年にあたり、公益法人制度改革をふまえ、掲載団体の増加に努め、記載内容についても見直しを行う。

(2) 助成金応募ガイドの出版

助成先の情報記載を充実させ、発行時期を早めるとともに利用者の便を図り、助成団体要覧との差別化を行う。

- #### (3) 資料・情報提供（出版物以外で外部に提供する各種情報）
- 前年度に引き続き、国立情報学研究所、科学技術振興機構に対する有償の情報提供を軌道に乗せる。あわせて最新応募情報の提供を目指す。

3. 調査研究事業（助成財団等に関する調査・研究）

(1) 制度改革対応プロジェクト（2年目）

- ##### ① 助成財団白書（仮称）の発刊に取り組む。また、制度改革後を助成財団センターのあり方に関して、データベースのあり方、ウェブの活用法、広報、研修のあり方等のセンター業務全般について検討する。

- ##### ② 制度改革後の財団運営を見据えて、助成分野ごとの部会の新設を推進し、助成プログラムを軸に財団活動の質の強化を目指す。

(2) オーバーヘッドに関する調査の継続

研究助成金のオーバーヘッドについての調査を引き続き行い、助成金の有効活用、大学や研究機関との連携円滑化のために必要な支援活動を行う。

4. 研修・相談事業（助成財団等に関するセミナー・講演会・シンポジウムの開催）

(1) 研修・セミナー

制度改革を中心に「研修懇談会」や「会員の集い」各テーマ毎の「勉強会」等を開催し、助成財団活動のより一層の充実化に向けた支援を行うとともに会員増強に努める。

(2) 相談業務

① 助成に関する相談

助成に関する一般からの相談機能の強化を図る。特に会員財団の助成情報について、募集情報に留意したノウハウの蓄積を図る。

② 財団新設・移行に関する相談（定例相談日による運営を検討）

助成財団新設相談の機能を強化し、また会員が新公益財団へ円滑に移行するための相談、助成財団特有の諸問題に対する相談機能を強化する。

5. 広報活動事業（助成財団等に関する広報活動）

- (1) 制度改革に関する提言活動 (2) マスコミとの連携強化 (3) JFC VIEWS（広報誌）発行 (4) メールマガジンの発行 (5) ホームページの充実、に取り組み、情報発信を強化していく。

6. その他事業

部会活動等を通して共同調整事業（複数の助成財団が共同して行うプロジェクト助成の調整）への取り組みや国内外の諸団体との交流促進に努力し、「助成財団」の社会的認知度の向上に努める。

2007年度収支予算（概要）

1. 収入	
事業活動収入計	51,000,000
財産運用収入	6,200,000
会費収入	23,700,000
事業収入	15,000,000
その他	100,000
制度改革対応特別収入	6,000,000
投資活動収入計	15,130,000
当期収入合計	66,130,000
2. 支出	
事業活動支出計	51,000,000
事業費	34,960,000
管理費	16,040,000
投資活動支出計	16,650,000
予備費支出	2,000,000
当期支出計	69,650,000
3. 当期収支差額	▲3,520,000
前期繰越収支差額	27,620,000
次期繰越収支差額	24,100,000

公益認定等委員会について

— 新しい公益法人制度の要 —



平成20年12月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）」をはじめとする公益法人制度改革3法が施行される予定です。これらの法律に基づいた新たな制度においては、一般社団法人、一般財団法人が内閣総理大臣又は都道府県知事に対し公益認定の申請を行い、認定された法人が公益法人となるという仕組みになっています。

この新たな制度において重要な役割を担うのが、平成19年4月1日、内閣府に設置された「公益認定等委員会（以下「委員会」という。）」です。委員会には事務局が置かれ、初代事務局長には戸塚誠行政改革推進本部事務局次長が就任しました。

1. 委員会の組織

委員会は、内閣府に設置されており、7人の委員から構成されています。

初代の委員は次の方々です（敬称略）。

（委員長）

池田 守男 （株式会社資生堂相談役）

（委員長代理）

佐竹 正幸 （元 日本公認会計士協会常務理事）

（委員）

雨宮 孝子 （明治学院大学大学院法務職研究科教授）

大内 俊身 （元 東京高等裁判所民事部総括判事）

袖井 孝子 （お茶の水女子大学名誉教授）

出口 正之 （国立民族学博物館教授）

水野 忠恒 （一橋大学大学院法学研究科教授）

委員会が行う職務は、現在渡辺喜美大臣が就任している国・地方行政改革担当の内閣府特命担当大臣の所掌事務に属しています。

委員の資格

公益法人認定法により、委員については、「人格が高潔であ

って、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者」のうちから衆参両院の同意を得て内閣総理大臣が任命しています。

委員の身分保障

委員は独立して職務を行うこととされており、その身分は自身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがありません。

委員の服務規定

委員の身分が保障される一方、服務についても厳しく規定されています。職務上の機密遵守義務は当然ですが、積極的な政治運動の禁止、常勤委員については、内閣総理大臣の許可なく報酬を得て他の職務に従事したり、営利事業その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことができません。

委員長

委員会を代表する委員長は委員の互選により決定されます。初代委員長は、池田守男委員（株式会社資生堂相談役）が選ばれました。また委員長の代理として、佐竹正幸委員（元日本公認会計士協会常務理事）が委員長から指名されています。

事務局

委員会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、虎ノ門の37森ビルに執務室があります。

専門委員、部会等

委員会で専門の事項を調査する必要があるときには、当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が専門委員を任命することができます。

また、委員会に部会を置くことができます。部会に属する委員及び専門委員は、委員長が指名します。部会長は部会に所属する委員の互選によって選ばれます。

2. 委員会の職務

委員会の主な職務は次のとおりです。

(1) 公益認定関係の諮問に対する答申

内閣総理大臣は、公益認定をしようとするときや、公益認定の取消しをしようとするときなどは、委員会に諮問しなければならず、委員会はこれに対し答申を行うことになっています。

また、公益法人認定法に基づく政令の制定の立案や内閣府令の制定を行う場合にも、公益認定の基準などに関するものについては内閣総理大臣が委員会に諮問し、その答申を受けてから制定の立案又は制定をすることになっています。

ただし、これらの諮問事項について、委員会で諮問を要しないと認めた場合には、委員会への諮問を経ずに制定できます。

公益法人認定法や整備法に基づく政令の制定の立案や内閣府令の制定については、既に内閣総理大臣が必要な諮問をしており、委員会においては答申についての検討を進めてきました。

(2) 公益法人への報告徴収、立入検査

一部の事項を除き、委員会は内閣総理大臣の委任を受け、公益法人の事業の適正な運営を確保するために、公益法人に対し必要な報告を求め、又は職員を公益法人の事務所に

派遣して検査を行うことができます。

(3) 内閣総理大臣に対する勧告

委員会が、必要があると認めたときは、当該公益法人に対し勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとるよう内閣総理大臣に勧告することができます。

3. 委員会の開催

第1回の委員会は4月2日に開催され、委員会運営についての基本的な方針が決定されました。その後引き続き内閣総理大臣の諮問に基づき政令、内閣府令に関する答申の検討に移りましたが、公益法人認定法等に係る政令、内閣府令の制定は、本年末に予定されている新公益法人税制を検討する前提として必要であるところから、基本的に毎週金曜日の午後で開催され、6月15日に答申を決定しました。

審査基準の策定

政令、内閣府令に係る答申を終えると、次は委員会が具体的に公益認定を行う際の審査基準の詳細事項（ガイドライン）の策定に着手することになります。政令、内閣府令が制定されたものの、その解釈をめぐる混乱が生じないようにガイドラインを設けるものです。

このガイドラインは、実務に即した分かりやすく合理的なものでなければなりません。したがって検討の過程で委員会から公益法人に対し、実態把握のための照会や調査が行われることも考えられます。当センターでは会員の皆様方のご協力を得て、迅速な資料提供等を行って参りたいと考えています。

新公益法人制度に関する法律の施行が予定される来年12月までにこのガイドラインを完成させるためには、かなりハードな委員会運営になるものと予想されます。

情報公開

委員会審議の透明性を保つために徹底した情報公開が必要になりますが、委員会運営規則第6条は、「公開の決議をした場合を除き非公開とする。」と規定しています。公益認定の審議に際して特定の個人、法人名等を挙げる場合があり、公開に

より当事者又は第三者の権利、利益等を害するおそれがあるからです。また、委員会議事録は作成が義務付けられており、こちらは公開することにより当事者又は第三者の権利、利益等を害するおそれがある場合を除いて公開することになっています。

なお、内閣総理大臣及び都道府県知事は公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネット等で迅速にこれらの情報を提供できるような必要な措置を講じなければなりません。

委員会のホームページ

委員会の設置と同時に開設された委員会のホームページには、新しい公益法人制度に関する各種情報が掲載されており、制度改革の動向、公益法人の現況等を知る上で非常に参考になります。

特に委員会の開催状況については、速報として議事要旨、配布資料が、やや遅れて議事録が掲載されており、これによって誰でも審議状況を詳しく知ることができますので、公益法人の関係者にとっては、委員会の動向を知る上で必見のホームページとなっています。

4. 都道府県に置かれる合議制の機関

公益認定を行う行政庁は内閣総理大臣と都道府県知事です。公益認定等委員会は内閣総理大臣の管轄下にあり、都道府県にも公益認定等を審査する委員会に相当する審議会その他の合議制の機関（以下「合議制の機関」という）が設けられることになっています。

合議制の機関の設置

合議制の機関の設置は予算措置を伴いますので都道府県議会の決議を得る必要があります。政令、内閣府令が制定される今秋以降、遅くとも新公益法人制度が施行される来年の12月までには、全都道府県に設置されることになります。

合議制の機関の組織運営に関し必要な事項は、政令で定め

る基準に従い、都道府県の条例で定められますが、合議制の機関にどのような名称をつけるかは都道府県に委ねられています。

合議制の機関の権限

都道府県に設置される合議制の機関は、都道府県知事が公益認定や公益認定の取消しをしようとするときはその諮問を受け、答申を行います。また委員会と同様に公益法人に報告徴収や立入検査を行います。

内閣総理大臣の都道府県知事に対する指示

委員会と合議制の機関とはそれぞれ独立していますので、委員会での審査基準が如何に精緻に作成されようとも、実際の公益認定等について合議制の機関との間でその解釈、運用にギャップが生じる場合が考えられます。公益法人認定法第60条は、「内閣総理大臣は・・・地域間の均衡を図るため特に必要がある」と認めるときは、都道府県知事に対し、・・・勧告若しくは・・・命令又は・・・公益認定の取消しその他の措置を行うべきことを指示することができる。」と規定し、内閣総理大臣が都道府県知事に指示する権限を明記しています。

5. 政令、内閣府令案に対するパブリックコメント

公益法人認定法等に関わる政令、内閣府令の案については、行政手続法第39条4項4号の規定によりパブリックコメント（国民からの意見公募）を求める手続きが必要です。この季刊誌が発行される頃は、丁度パブリックコメントを求めている最中ではないでしょうか。

パブリックコメントの意見提出期間は、公示の日から30日以上でなければなりません。

政令、内閣府令に関する委員会の答申には、政令や内閣府令の条文案だけでなく、答申の考え方も付されていますので、パブリックコメントを検討する際は、答申を読んで検討されることをお勧めいたします。

（文責・編集部）

ふるさとコミュニティ財団設立の勧め

— 新しい地域活性化運動の提唱 —

堀内生太郎（助成財団センター 前専務理事）

菅義偉総務大臣が提案したふるさと納税制度が話題になっている。個人住民税の1割程度を、納税者の意思に基づき、現住地と異なるふるさとの自治体に納めるというアイデアである。この構想は財政難に悩む地方自治体の支援策のひとつとして期待する人もある。しかしながら制度上の問題も多く、もし実施されたとしてもそれほど効果が期待できるものではない。

地域の活性化対策として筆者は、かねてから「ふるさとコミュニティ財団」の設立を提唱してきた。以下その構想を披露して、皆様方のご意見を仰ぎたい。

ふるさとへの想い

熊本城築城400年を迎え観光客でにぎわう熊本は、最近何かと世間の話題になることが多い。熊本市の繁華街、上通りの外れに近く、熊本名物の朝鮮飴を商う老舗がある。昔ながらのたたずまいの店頭は畳敷きの帳場で、そこは顧客からの注文の品を包装する作業場も兼ねている。盆暮の時期になると、地方（東京も大阪も地方に含まれる）発送の品が山積みとなる。注文は熊本在住者ばかりではない。熊本で育ち県外へ転居した人、熊本で教育を受けた人なども含まれる。その中には旧制第五高等学校生として市内を放歌高吟して歩き、後日政財界で名を成した人も含まれたことであろう。

団塊の世代の大量定年を迎え、各地で同窓会や同期会が盛んに行われるようになってきた。職を得るためにふるさとを離れた人々が久しぶりにふるさとに帰って旧友と歓談するなかで、ふるさとへの想いが一層強まることであろう。それにしても人口の大都市集中は著しい。地方都市は中心街の空洞化が進み、住民は高齢化している。ふるさとに帰り、あたりを見回したとき、このままでいいのだろうか、何とかならないかと考える人は少なくないのではなかろうか。

コミュニティ財団とは

コミュニティ財団は20世紀の初頭、アメリカはクリーブランドで誕生した。特定の地域社会における公益目的のために助成を行う組織で、スポンサーは地域の一般大衆である。20世紀の後半には全米で設立されるようになり、今日ではアメリカの助成財団界で一定の地位を占めるにいたり、現在はヨーロッパ、中南米、アジア太平洋の諸国にも、地域社会の活動を支援するコミュニティ財団が設置されている。

わが国には、1991年に設立された大阪コミュニティ財団がある。この財団は国立民族学博物館教授で公益認定等委員会委員の出口正之氏が、サントリー文化財団在籍時代にアメリカの

コミュニティ財団を学び、わが国での設立を提唱したことが発端となって設立された。

コミュニティ財団の資金は、主に地域の関係者からの寄付金に依存するが、現行のわが国の寄付金税制は、個人がコミュニティ財団に寄付する場合の優遇措置がなく、それがネックとなってその後各地でコミュニティ財団の設立が検討されては中途で挫折し、今日に至るまで大阪以外の地域でコミュニティ財団は設立されていない。

公益法人制度改革—寄付者優遇税制の享受

平成20年12月には、新しい公益法人制度が発足することになった。現時点では詳細は不明だが、新制度の下で「公益財団法人」に認定されると、現在の特設公益増進法人とはほぼ同様の寄付者優遇税制が適用される見込である。これによってこれまでのコミュニティ財団設立に際してのネックの一つが解消されることになる。

主務官庁の許可を得て設立されてきたコミュニティ財団の設立は、新しい公益法人制度の下では次のようになる。まず登記により一般財団法人を設立し、その後行政庁に公益認定を申請し、一定の要件を満たせば認定を受けて公益財団法人となることが出来る。公益認定基準は法律に明記され、民間有識者7人で構成される公益認定等委員会や、同種の都道府県に設置される合議制機関で審議されることになり、公益財団法人としてのコミュニティ財団の設立が飛躍的に容易になる。

設立が容易で寄付金税制のメリットも享受できることになると、これまでに頓挫してきた各地のコミュニティ財団設立ムードの再燃が期待される。

ふるさとコミュニティ財団とは

ふるさとコミュニティ財団が一般のコミュニティ財団と異なるのは、寄付者を地域の人々よりも、むしろふるさとを離れた人々に重点を置いていることにある。

政府の失敗、企業の失敗を受けて、非営利の第三セクターの活躍が期待され、民間活力に期待が寄せられている今日、民間資金を民間活力の増進に注入しやすくすること、民間の発想で地域の活性化を図ることが強く求められている。

地域が貧しければ貧しいほど、県外に働きに出る人が多いことであろう。貧しい地域の人々から資金を得ることは、多くを期待できない。しかしながら県外に出て身を立てた人々（卑属的な言葉で表現すると、「出稼ぎ先で定住した人」、大都市の多くの住民がこれに該当するであろう）が、若干の資金をふるさとのお役に立てるためにふるさとコミュニティ財団に寄付を行うことは、さほど難しいことではないのではなかろうか。

ふるさとコミュニティ財団の設立構想

寄付を得ることは簡単ではない。大義名分だけでなく、信頼が得られる寄付金の受け皿が必要であり、寄付金の使途について人々の共感を得る必要がある。

ふるさとコミュニティ財団の中心的な推進者としては、新聞社をはじめとする地域のマスコミと、地域の人々にとって親しまれている地方銀行が最有力の候補者となる。マスコミの広報力と銀行の寄付金の管理運用に寄せられる信頼性が、コミュニティ財団の基盤を確固たるものにする。

現在すでにながりの地方新聞社や地方銀行が地元で福祉や文化活動等を行っている財団を設立しており、コミュニティ財団設立にも、そのノウハウが活かせる環境にあることも大きなメリットである。

NPOの参画

ふるさとコミュニティ財団は、行政と異なる発想で運営されなければならない。そのためにはNPOの企画力、推進力への期待が大きい。

その中でも特に地域の若手活動家で構成する青年会議所の活躍に期待したい。メンバーはいずれ地域の商工会議所の主力になる人々ではあろうが、年齢による資格制限もあり、地域の活性化を図るための、既存のしきたりにとらわれない若者らしい斬新な企画力、行動力に期待が寄せられる。ふるさとコミュニティ財団の助成プログラムの策定と選考は、このような人々に委ねたい。

同窓会を中心とした募金システム

ふるさとコミュニティ財団の主な資金源として期待するのは、地域外に去った人々からの、自分を育ててくれた地域への恩返しとも言えるべき寄付金である。

その募金システムで重きを成すのが出身校別の同窓会であろう。そこではいい意味でのライバル校意識も働く。また寄付金の送付先を、基金を管理する地方銀行に設けたふるさとコミュニティ財団の口座とすることで、財団の信頼性は高まり、同窓

会活動に積極的に参加していない多くの関係者からの寄付も期待できる。

また地方のマスコミと同窓会組織との共同キャンペーンが、財団活動を広報する上で大きくプラスすることは間違いない。

地域の文化、芸術の振興を目指して

限られたふるさとコミュニティ財団の資金は、ふるさとの活性化のために目的を限定し、長期的な見地から助成されなければならない。

助成金の使途についてはそれぞれの地域によって異なるのは当然であるが、基本的には人々の心を豊かにする地域の文化、芸術の発展に寄与して欲しいと考える。遠くふるさとを離れている人々の想いは、自然の豊かな、心温まるふるさとではなかろうか。

どのような地域にも人々の暮らしがあり、歴史に基づく文化が息づいている。それが豊かに育ち続けられることが、ひいては地域の産業を育み、地域の活性化にも通じるものと考えている。



ACEVOが助成財団センターを訪問

4月13日、イギリスの非営利組織ACEVO（アキーヴォ）（Association of Chief Executives of Voluntary Organizations）から、Nick Aldridge氏（Director of Strategy and Communications）とFilippo Addarii氏（Head of International Programme）が当センターを訪れました。ACEVOは約2,000名の非営利団体役員を会員に持ち、会員のための能力開発や交流、提言等を行っている組織で、二年前より国際プログラムを開始しています。今回の訪日は日本の非営利セクターの調査及び意見交換を目的としたものです。

当センターでは、日本の助成財団のあらましや現状、組織運営、また助成財団による助成活動等についての質疑応答が行われました。特に組織運営に関してのイギリスと日本の違いについては、非常に関心を示していました。その後お連れした三井住友海上文化財団の助成金贈呈式では、助成財団の職員や助成先団体の方々との交流を通して、日本における助成現場の意見に積極的に耳を傾けていました。

（田島）



I N F O R M A T I O N

助成財団の設立相談窓口の新設

助成財団センターでは、助成財団の運営に関する各種相談を受け付けておりますが、最近では景気回復の影響もあってか、助成財団の設立に関する相談を受ける機会が多くなってきました。そこで新たに助成財団設立について専門の相談窓口を設け、希望者からの相談を受け付けることにいたしました。詳細は、次のとおりです。

なお、センターのホームページにも、簡単な助成財団設立の手引きを掲載いたしましたので、ご覧ください。

相談日： 日 時 原則として毎週木曜日午後1～4時

相談員 山崎幸信(センター参与、前スズキ財団専務理事)

予約制 事前にセンターに電話の上、相談時間をご予約ください。

申込方法： 次の事項について明記の上、メールまたはファックスでご連絡願います((5)～(8)については、まだ具体化していない場合は記載しなくても可)。

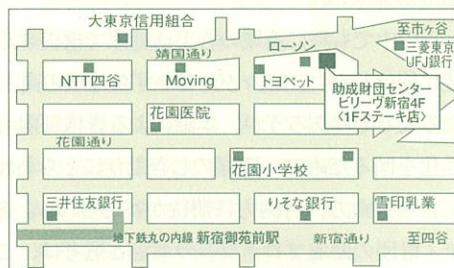
- (1) 相談者のお名前
- (2) 相談者の住所(勤務先名)
- (3) 電話(ファックス番号)、メールアドレス等
- (4) 助成財団設立の理由
- (5) 設立希望の助成活動の分野、内容
- (6) 設立希望時
- (7) 予定資金
- (8) その他

編集後記

◆本号が届くころ公益認定等委員会の政令・布令に関する答申が出され、パブリックコメントが始まっています。いよいよ制度改革の実作業の動きも本格化してきました。センターでは今後も本誌やホームページ、メールマガジン等を通じて情報をお知らせしていきます。また皆様も疑問点等センターまでお寄せ下さい。助成財団同士での情報交換も進めてまいりたいと考えています。

◆現在進行中の制度改革のためだけではなく、助成財団はいま大きな節目を迎えているのではないのでしょうか。今号の理事長対談に出席していただいたお二方も、この機会を捉え果敢に財団事業の新しい展開に挑戦をされておられます。

◆センターでは、現在、この節目にあたり助成財団を歴史的に捉え直し、これからの助成財団のあり方を考えるための書籍の発行を計画し、編集中です。当初より若干作業が遅れておりますが、夏には発行予定です。助成財団に関わる人にとって必読の本になると思います。発行が確定しましたら改めてお知らせいたしますので、よろしく願い申し上げます。(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.60 July. 2007

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2007年7月10日
編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp